

教保体第1963-1号
平成28年3月 8日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

日頃、児童生徒の健康の保持増進に御尽力いただき感謝いたします。

さて、標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのおり事務連絡がありました。

この通知は、てんかんの発作時に教職員が坐薬を挿入することについて、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈について示されたものです。

なお、各学校において一連の行為の実施に当たっては、下記に御留意の上、御対応くださるようお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校にもお知らせいただきますようお願いいたします。

記

- 1 今回の措置は、てんかん発作時で生命が危険な状態等である場合に限定されている。どのような状態の場合が該当するのかは、医師が作成した坐薬使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保護者から説明を受けること。
- 2 やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼していること。
また、坐薬を挿入することに関する情報を教職員で共有することを了解していること。
- 3 今回の通知は、てんかん発作時の坐薬挿入についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。
- 4 てんかんという疾病の特性上、当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。

- 5 対応に当たっては、特定の職員に任せずに組織的に対応するよう、坐薬の挿入方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。
- 6 坐薬を使用する際には次の点に留意すること。
 - (1) 児童生徒が、やむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
 - (2) 坐薬の挿入の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。
 - (3) 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること。
- 7 医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」(http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H220030/data/57/src/57.pdf 財団法人日本学校保健会 平成21年7月)を参照すること。

他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。
- 8 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が記載されていること。
 - (1) 児童生徒の氏名
 - (2) 医療機関名、主治医名、連絡先
 - (3) 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であり、この坐薬を使用したことがあること
 - (4) 坐薬の名称・1回分の量及び効能
 - (5) 坐薬の使用の際の留意事項
 - ア 坐薬を挿入する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子
 - イ 坐薬を挿入する時期
 - 例) けいれん発作が起きて5分以上続いたら挿入する など
 - ウ 坐薬の挿入方法
 - エ 坐薬の挿入により副作用がある場合の処置の方法
 - オ その他注意する点
- 9 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。

保健体育課 健康教育担当

成澤 一美

電話：048-830-6963

FAX：048-830-4971



事務連絡
平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

(本件担当)

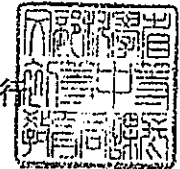
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL:03-5253-4111 (内線2976)
FAX:03-6734-3794

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

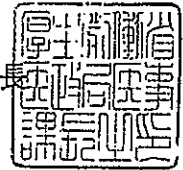
電 話：03-5253-4111（内線：2976）



医政医発0224第2号
平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について (回答)

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。